TOKYO KITA LAW OFFICE NEWS

発 行 東京北法律事務所 114-0022 東京都北区王子本町 1-18-1(北区役所前) 電話 03-3907-2105 (代表) FAX 03-3907-2183 http://homepage2.nifty.com/kitahou/





あけましておめでとうございます

今年は、憲法施行60年の記念の年です。戦後60年、平和憲法のもとで、曲がりなりにも「戦争しない国」の骨格を築いてきたのに、核兵器拡散のこの時代に、単に「時代に合わない」というだけで、しかも「米国の強い要求」で改正しようとするものが、むしろ時代から大きくずれ、合致していないのは明らかです。しかし、憲法「改正」は、すでに5年を経て、政権党による改正草案の公表という第1段階を終え、国会審議を通じて発議案をまとめる第2段階に突入しています。新たに登場した安倍内閣は、教育基本法の改正と憲法改正国民投票法案の成立を、憲法改正の外堀りを埋めるものとし、強行しようとしています。これが、いまの憲法「改正」状況です。

今年も、手を取り合って、憲法9条と前文をいっそう広げていく努力を尽くしましょう。そのために役立つパンフレットを作成しました。御活用下さい。

今年も、皆様のご健勝とご多幸をお祈りいたします。

2007年 元旦

東京北法律事務所

弁護士 鳥 生 忠 佑 同 青 木 護 同 坂 田 洋 介 事 務 局 一 同

憲 特 集 第3号

御案内

業務時間 9:30~6:00 (土・日・祝日 は休み)



にイラクから撤収

たおかげです。

できたのは、

代に合わなくなっているから」とするものです。この宣伝のもとで、最近の世論も、 改正を支持する理由として「現代に合わなくなっているから」とするものが、これ っているのでしょうか。皆さん、考えてみようではありませんか。 しかない位一番多くなっています。それでは、憲法は時代に合わず、役立たなくな 憲法改正を主張する側が、改正の理由として、今持ち出しているのは「憲法が時

目衛隊のイラクから無傷撤退(戦争放棄・交戦権の否認)の現れ一、憲法九条・恒久平和主義

することができました。

す、また一人の死傷者も出さずに撤退
ク・サマーワから、一発の弾丸も撃た
月一七日二年半にわたった駐屯地イラ

これは、日本が憲法九条、とくに第 三項の「国が交戦することを禁じた」 展定を持っていたオランダ軍も、イギリス を守っていたオランダ軍も、イギリス を守っていたオランダ軍も、イギリス を守っていたオランダ軍も、イギリス をでっていたオランダ軍も、イギリス をでっていたオランダ軍も、イギリス をでいるため、隊員が撃 でれても撃ち返さず、避難施設に逃れ たからでした。相手と交戦すればそれ たからでした。相手と交戦すればそれ たからでした。相手と交戦すればそれ たからでした。相手と交戦すればそれ たからでした。相手と交戦すればそれ たからでした。相手と交戦すればそれ など無傷で帰れたのでしょうか。 など、とくに第 にいるため、除員が撃 ながら、となり、見えない相手にや ながら、となり、見えない相手にや ながら、となり、見えない相手にや ながら、とくに第 にいるため、除員が撃 といるため、除員が撃 ながら、とくに第

> 退できたのです。 てないで)、一名の死傷者も出さずに撤ら、自衛隊は一発の弾丸も撃たず(撃

戦わない国日本の評判

もともと、多国籍軍の一員として、もともと、多国籍軍の一員として、イラクに自衛隊を米国の強い要請で、イラク国民はもとより世界中の国から、日本の自衛隊は本当に「戦わない国」なのだ、との許別を

しかし本来は、「戦わない国」よりも、 「戦力を持たない国」、そして「海外へ 「戦力を持たない国」、そして「海外へ です。それでも、解釈で改正しようと です。それでも、解釈で改正しようと です。それでも、解釈で改正しようと です。それでも、解釈で改正しようと との条項だけは守らなければならない との条項がここに現れています。

九条をいっそう広げていこうではあり「時代遅れ」との妄言には惑わされず、私たちの子・孫の命を守るためにも、と前文はここに「生きている」のです。と議法の恒久平和主義を表示する九条

ませんか。

軍国主義、天皇制絶対政治との決別(国民主権にもとづく政治)の現れ二、憲法が保障する民主主義の政治

本国民に大きな被害を与えたのでした。を国民に大きな被害を与えたのでした。ですべてが統制されたのでした。このため、肥大した軍部が次第に天皇を利用し、独走するようになり、国皇を利用し、独走するようになり、国皇を利用し、独走するようになり、国民を無謀な一五年戦争、そして太平洋、国民を天皇の「臣民」と天皇が持ち、国権のすべての権力を

祖父母・両親たちの勇気ある選択

2



自衛隊が 1発の弾丸も撃たず

憲法九条があっ

軍隊を持てば、どうなるか 世界でも最も進んだ憲法でした。 ました。これは、大変な改革であり、

血の滲むような努力で築いたものなの にわたり私たちの祖父母や両親たちが ています。しかしそれは、戦後六○年 体制のもとで、当り前のように生活し 私たちは今、このような民主政治と

じめ軍事体制の軍法と制度が多数新た です。そのうえ、軍事秘密保護法をは 使用の最大分野となっていくのは必定 中で軍事費がより大きく占め、税金の それを、軍隊を持てば、国の予算の

などがいっそう甚だしくなるはずです。 国心」の強要、日の丸・君が代の強制 ょう。それは、今でも問題のある「愛 の自由などを大きく圧迫していくでし 主政治を支えている国民の自由と権利、 しょう。そして、前に述べた現在の民 派兵で再び戦死傷者を輩出していくで 権利と自由を圧迫します。また、海外 に誕生します。それらは、当然国民の つまり思想・良心の自由、言論・表現

社会保障制度の確立 基本的人権の尊重(社会保障 体制確立)の現れ

障する立場をとっており、進んだ憲法 です。私たちは、おかげで、 化的な最低限度の生活を営む権利を保 しても貴重な医療における**国民健康保** 憲法は、国民のすべてに、健康で文 国民年金制度を持っています。 外国に比

> その他、 っています。 生活保護制度、 介護保険も持

新たな人権の創設

護舞和われた可能性

2005年6月24日 朝日新聞

次ぎ次ぎに新しい人権を生み出し シーの権利、肖像権、眺望権など 記がなくても、環境権、プライバ 権(一三条)のもとで、条文上の明 てきました。今後も、どんな基 さらに、現在の憲法は、幸福追求

税金における応能負担原則の確立 た憲法なのです。

サマロ陸自に攻撃

完全な防衛策なし

大射程 どこからも

2004年11月2日 朝日新聞

本的人権にも対応できるすぐれ

されるのです。 税する消費税は憲法違反であると指摘 た。したがって、収入のない者まで課 進による課税方式で課税してきまし 税金は課さず、所得の多い者には累 言って、文化的で最低限の収入には ついても、憲法は応能負担原則と また、私たちに課される税金に

ても生活を維持できる体制は欠かせま 保護など、 入して、病気治療・入院・介護・生活 私たちの生活の中で、 いつどのような事態となっ 国が税金を投

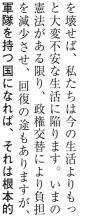
ます。だからと言って、 負担が増大し、有難味が薄くなってい 関係費に持っていかれるでしょう。 **サイル防衛**など軍備増強費用及び軍事 障の財政は、金のかかる宇宙兵器、ミ 政権交替による負担増の解消 んで、国の予算が削減され、年々自己 これら社会保障費は憲法改正をにら しかし、軍隊を持てば、国の社 根本から制度 一会保

を壊せば、私たちは今の生活よりもっ

たからこそ、私たちの人権が守られ、 前文が示す恒久平和の途を追求してき **こそ人権の砦**です。憲法九条はどうし 社会保障が確立してきたのです。平和 皆さん。これまで日本は憲法九条と

に壊されていくでしょう。





「持たない」と宣言したのでしょうか。

致した決断があったのです。

権の否認につながったのです。 帰られた方々の悲惨な体験と、焼土と化した日本の国土と、 |度にわたる広島と長崎への原爆投下の惨状でした。 それが今後「戦争は必してしない」との戦争の放棄と交戦 |民が一致して現憲法を持つことを選択したのは、 生きて

本を守れない」かのように宣伝しています。 い」から改正して、日本を「普通の国」にすることが必要だ、そうしなければ「日 いま、憲法「改正」を主張する側では、憲法は先に述べたように「時代に合わな

あるだけでなく、地球に回復し難い汚染を広げ、人類を滅亡させるものです。 保有国だと「普通の国」の守りの兵器には、核兵器が含まれていくのは必定です。 ことになれば、それはむしろ日本を滅亡させるものとなり、かえって危険なのです。 しかし、軍隊をもつことが「普通の国」であり、「戦争ができる国」なら、相手が核 したがって、今日の核拡散状況のもとでは、「普通の国」となって、軍隊を持つ 核兵器の使用は、相手を放射能をもって皆殺しにする最も残虐な大量破壊兵器で

、なぜ、日本国憲法は武装と交戦 を放棄したのか

両親の決意です 持てるが、持たない」、それが祖父母 憲法とは、その国の国民の決意を官

言したその国の最高法規です。

したが

国民にとって、もともと国を守るため 日本国憲法も同じで、国を構成する はなく、それは国民の決意次第なので って、憲法には内容上決りがある訳で

> には武力を持つことができ、また相手 の侵害に対して交戦する権利をもつこ

とは前提にしているのです。 えって良いとの重い決断をしたのは、 のです。持つことよりも持たない方がか する」との意思を積極的に表明してきた むしろ憲法に「これを放棄する」「否認 民はこれを持たない方が良いと決断し、 だと決意することもできる訳で、日本国 事情があってこれを持たない方がよいの しかし、国民が、持つことはできても

> ことが大切なのです。 らの方々の考え方を知り、 あり、両親なのです。だからこそ、それ 後の日本国民、それは私たちの祖父母で

持たないと誓った理由

え、広島で一四万人、長崎で七万人の るしかない方々でありました。そのう き残っても、食料もなく、日々飢餓で 聞し、被爆の恐ろしさと悲惨さを肌身 今日でも傷害で苦しむ悲惨な状態を見 次ぎ次ぎと死亡していきました。また、 周りの者達が死んでいくのをただ見送 か、あるいは東京・大阪をはじめ日本 父母や両親は、戦地から生きて帰った で感じてきた方々です。 残った方々も放射能に侵され、その後 方々が原爆投下によって死亡し、生き 中の町が焼土となった中で、親類を失 いながらも生き残った人々でした。生 戦後、やっと生き残った私たちの

として、「国際的にも貴重な国」となっ を支える力となり、本年五月三日で施 る形でも」、「戦争はしない」と決意し、 双手をあげて、「二度と再び」、「如何な 行後六○年にわたって、「戦争しない国」 憲法を迎えたのでした。それが、憲法 憲法が施行されたのを、心から喜び、 このため、六〇年前の一九四七年現

皆さん。私たちの祖父母と両親達の



憲法は、なぜ普通の国が持てるものを

そこには、戦後における1億国民



お考えになりますか。 六〇年前の一致した決意と宣言をどう

い」との決意そのものなのです。
い」との決意そのものなのです。
い」との決意そのものなのです。それはまたない方がよいとしたものであり、私として承継してきたのです。それはまとして承継してきたのです。それはまとして承継してきたのです。それはまとして承継してきたのです。それはまとして承継してきたのです。

保障です。 核拡散時代の未来を照らす安全二、「戦わない国」を示す憲法九条は、

核拡散の現状

原・水爆の核兵器は米・英・仏

口

の四ヶ国の他中国・インド・パキスタ これに続こうとしています(イスラエ これに続こうとしています(イスラエ では、もはや軍備を持つことより、軍 隊を持たない方がむしろ安全です。軍 隊を持たない方がむしろ安全です。軍 下は、もはや軍備を持つことより、軍 では、もはや軍備を持つことより、軍 では、もはや軍備を持つことより、軍 を持たない方がむしろ安全です。軍 あるように、侵略戦争はすでに国連が あるように、侵略戦争はすでに国連が あるように、侵略戦争はすでに国連が

交戦しない国は日本だけ

ずれも国連加盟国です。は比較的小国ですが、一九二の中のいグ、モナコ、サンマリノなど人口的にリカをはじめ、パナマ、ルクセンブルリカをはじめ、パナマ、ルクセンブルニ七ケ国あります。有名な南米コスタニや国あります。有名な南米コスターへ日、世界には軍隊を持たない国は

のです。ない」と宣言している国は日本だけな国あっても、それ以上に「国は交戦し国かっても、それ以上に「国は交戦し

攻撃を「自衛権の行使」だと主張しなもひどいのが米国で、イラクへの先制の行使だと主張してきました。その最略したのに自衛のためだとか、自衛権じめほとんどすべての国が、他国を侵じめほとんどすべての国が、他国を侵

「見う)こうしいます。際的にも孤立しています。がら自衛の対象が見付からず、今日国

実的な方法なのです。
「自衛のため」との口実を使わせなく「自衛のため」との意法の立場が戦争ることです。日本の憲法の立場が戦争うえに、「国の交戦権を認めない」とすする最も良い方法は、「戦力を持たない」との口実を使わせなく

いま、国際的に日本の憲法を失うこ日本の憲法九条を守ろうが世界の声に

とは、日本国民だけでなく国際的に目

標を失い、大きな損失だとの声が高ま

国際的な声が広がっています。 「世界文化遺産」に登録させたいとするっています。この結果、日本国憲法を

いたのは、その理由からでした。 した最高に価値がある憲法です」と書スで、「日本国憲法は人類が初めて到達スで、「日本国憲法は人類が初めて到達

はならないのではないでしょうか。 皆さん。国際的にこれほど日本の憲法の評価が高く、御覧になった映画に 自国の憲法を日本のを手本に改正して いこうという、その目標となっている と間けば、私たち日本人の国際的責任 としても、「九条の改正は許さない」と としても、「九条の改正は許さない」と としても、「九条の改正は許さない」と としても、「九条の改正は許さない」と





日本の中から戦争責任を確立して 靖国神社の合祀をみつめ、

一士の講演会が開かれました。 昨年九月、この標題で鳥生忠佑弁 アジア太平洋戦争において、

社は今もその役割をはたしていま 争を正当化することであり、 役割を果たしました。それは侵略戦 国民を侵略戦争にかりたてる大きな る」という「信仰」は、 ために命をすて靖国の神にな 死を美化し、 靖国神

本国国民を欺瞞し之をして世界征服 月に受諾したポツダム宣言には、 したことです。 「軍国主義勢力の除去」として、「日 昭和五三年) 挙に出づるの過誤を犯さしめたる さらに重大な問題は、 に、 日本が昭和二〇年七 A級戦犯を合祀 一九七八年

> 機構の中枢にいた者こそ、 戦犯をはじめ、 られるべからず。」とあります。「永 者の権力及び勢力は、永久に除去せ の最大の責任者です。 ツダム宣言に反します。天皇やA級 久に除去せられるべき」A級戦犯を 「靖国の神」として美化するこはポ 軍部や政府など権力 侵略戦争

加害者は 「日本帝国主義」

葉は、 及び北朝鮮)や、 「日帝 今も普通に使われています。 植民地であった朝鮮半島 日本人には違和感があります (日本帝国主義)」という言 侵略された中国で ? (韓国

が は、 朝鮮半島では、 五年間の間に、 独立運動を起こしました。「日帝」 独立をもとめる多数の人々を逮 九一〇年から植民地におかれた 解放されるまでの三 何回も、多くの人々

立てれば……。

加害行為を見逃

植民地支配を維持したのです。 ひどい拷問を加え、命を奪

国人と同様、 鮮人と同様の拷問を受け、 戦争に反対した多くの日本人が、 せん。むしろ日本人も、 なければ、 加害者は、 「日本国民」でもありま 「日帝」の被害者です。 抽象的な「日本」 朝鮮人や中 命を奪わ でも 朝

加害の傍観者にはなるまい

に加担した人々を責めるのは酷 す。戦争にかりたてられ、 とるべきはその中枢にいた人たちで 加害者は「日帝_ 一であり、 「日帝_ 責任を

すから。 る死がまちうけていたので 加担を拒否すれば拷問によ という教育を徹底的に受け、 命をすて「靖国の神」となる ナヌムの家歴史館

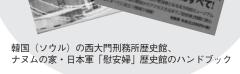
かもしれません。

天皇のために

東アジアを学校のクラス、 観者と同じかもしれません。 かった人々は、いじめの傍 日 加担した人々や反対しな しかし、「日帝」の戦争 帝」をいじめグループに見 西大門刑務所歷史節

さない知恵と、 たいと思います。 反対する勇気をもち

ずです。そして、ドイツとフランス が中心となってEUをつくったよう 連帯をつくっていく出発点になるは を直視することが、 省如何です。「日帝」 て東アジア共同体をつくっていくこ いじめの解決は、 日本と韓国の市民が中心となっ 決して夢ではないと思います。 アジアの人々の の加害の じ めた側 歴 0) 史 反



北法律九条の会

はじめに

会を開催しました。 日、靖国神社の附属施設「遊就館」 北法律九条の会は、 「千鳥ヶ淵戦没者墓苑」 昨年一〇月二 の見学

「遊就館」の見学

ます (写真)。 中に入ると、すぐに零戦が目に入り 料が集められています。 戦没者等)に関係する軍事関係資 五年に開館され、 まず、ガラス張りの玄関ホールの 遊就館」は靖国神社境内に明治 同施設には祭神

ました。 されていたことに通じるものを感じ 原爆搭載機「エノラ・ゲイ」が展示 衆国にあるスミソニアン博物館に、 を正当なものと強弁するアメリカ合 これは、広島・長崎への原爆投下

治維新、西南戦争、 次に、展示スペースに入ると、明 日中戦争 日清・日露戦争、 (展示では支那

> した内容です。 至ったかなどの解説がされていまし た。ここでは、日本が戦争を通じて、 や武器などの展示がされていまし 事変と表記) た。これは戦争の良い面のみを強調 いかに欧米列強と肩を並べるまでに の解説と、将校の遺品

と太平洋戦争(展示では大東亜戦争 と表記)は、 11 しかし、戦争が起きると当然桁違 の死者が出ます。特に、 日本を含むアジア・太 日中戦争



「遊就館」HPより

平洋の諸国に二三〇〇万人以上の死 展示・解説がありません。 者をもたらしました。しかし、この ような戦争の悪い面については**全く**

存自衛のための戦争であるとの展 説されています。 開戦を強要することであった。」と解 に乏しい日本を、禁輸で追い詰めて ルーズベルトに残された道は、資源 意志に行き詰まっていた。~ (略)~ 戦を決断していたが、米国民の反戦 昭和一四年には、米英連合の対独参 していた。~(略)~ルーズベルトは、 ても復興しないアメリカ経済に苦慮 解説を少々長文ですが、引用します。 示・解説がなされていました。その は連合国にあり、 の展示スペースには、 まず、「ルーズベルトは、三選され さらに、太平洋戦争(大東亜戦争 同戦争は日本の自 同戦争の責任

す

四年国によって建設さ

ませんでした。 十月下旬を目途として戦争準備を完 の戦争責任といった考えは一切あり 整する。」などと解説されています。 て、「(一) 自存自衛のため、対米 (英蘭)戦争を辞せざる決意の下に また、開戦直前の日本の方針とし 遊就館」には、戦争反対、日本

三「千鳥ヶ淵戦没者墓苑」の見学 靖国神社から歩いて約一五分、千

鳥ヶ淵に面 鳥ヶ淵戦没 かに、「千 した森のな

あり るため昭和 骨を埋葬 戦没者の遺 身元不明の 者墓苑」は (写真)。 同墓苑は

ま

す

「千鳥ヶ淵戦没者墓苑」HPより

分かりました。 純粋な慰霊・追悼施設であることが れました。 全く宗教的性格や歴史観を感じず、 同墓苑は、 靖国神社とは異なり、

簡素です。 靖国神社に比べるまでもなく小さく、 とんど知られておらず、 しかし、同墓苑は一般の人にはほ その規模も

おわりに

たかが分かりました。 いかに純粋な慰霊・追悼施設であっ れ、他方「千鳥ヶ淵戦没者墓苑」が 就館)がいかに偏った歴史観にまみ 今回の見学会では、靖国神社

えないかと思いました。 する純粋な慰霊・追悼施設として扱 今後同墓苑を「戦没者全体」に対

司法が国に突き付けた五七 連敗の判決 S

大阪と広島の判決

定申請却下処分を取り消しました。 全員について、国が下した原爆症認 した。両地裁は、合計五〇人の原告 爆症認定集団訴訟の判決が出されま 八月四日に広島地裁で、 五月一二日に大阪地裁で、 それぞれ原



広島地裁判決

そこで、

個別事例ではなく、

国の

これまでの裁判

疾病を言います。 [する旨国から認定される負傷又は 原爆症」とは原爆の放射線に起

も敗訴はなく、 を起こし、最高裁判決も含めて一度 申請の却下処分の取消を求めて裁判 さんが、それぞれ一人で原爆症認定 ました。 京都の小西建夫さん、東京の東数男 これまで、長崎の松谷英子さん、 七回勝訴を重ねてき

下されるのです。 ば、爆心地から二キロ以遠の被爆者 認定基準に変更されました。たとえ 準は全く改善されず、むしろ厳しい までも個別事例との対応で、認定基 ていないものとして、 が出ていても、放射線の影響を受け 被爆者は、いくら脱毛等の急性症状 や、原爆投下後七二時間以後の入市 しかし、国はこれらの訴訟はあく 認定申請を却

います。 いることとなるという前提に立って 被爆者に要求することは不可能を強 で、放射線起因性の直接的な立証を 的に解明されているわけではないの まず、放射線の影響はいまだ科学

ます。 していない限界があると指摘してい 放射線による被曝の影響を十分検討 爆炸裂時に発生する初期放射線のみ の検討であり、「黒い雨」等の残留 そして、国の認定基準は、ほぼ 原

基準を「一応の参考資料」として扱 を重視しなければならないと判断し い、個々の被爆者の個別事情 そのうえで、両判決は、 被爆後の行動、急性症状等 国の認定 (被爆

認定集団訴訟です。 なって全国で起こした裁判が原爆症 とを示すため、被爆者が「集団」と 認定基準が根本的に間違っているこ

両勝訴判決の持つ意味

勝訴したのです。 決では、合計五〇人の原告全員につ いて、一人の敗訴者を出すことなく 冒頭の大阪地裁判決と広島地裁判

や個別事例とは言えない数です。 しかも、両判決は国の認定基準自 つまり、長崎の松谷訴訟から数え 五七連勝となったのです。もは

体の問題点も指摘しています。

ています。

ている考え方なのです。 訴訟及び東訴訟のいずれでもとられ の考え方は、前述の松谷訴訟、小西 断を下しているのです。しかも、こ 結論を出すという極めて常識的な判 被爆者の個別事情を重視し、妥当な には限界がある以上、何よりもまず つまり、 両判決とも、 いまだ科学

今後の集団訴訟

えは変えないでしょう。 後の各地の判決も、この基本的な考 準の根本的転換を求めています。今 求めているのではなく、 司法も、単なる裁判のみの解決を 国の認定基

まわず裁判に勝とうと臨んでい 判対策の人員を増やし、なりふりか 繰り返しています。しかも、 厚生労働省に行っても、門前払いを 被爆者と会おうとはせず、 ところが、国は広島判決後は一 要請団が 国は裁 切

裁判を起こしています。 年三月以降三五四人(平成一八年一 請をし、その却下処分に対して次々 一月九日現在)もの被爆者が集団申 その姿勢自体を正すためにも、昨

ているのです。 の被爆者が怒りを持って立ち上がっ 変えようとしない国に対して、多く 大阪判決、広島判決を経ても何も 2006年11月28日

東京のぜん息患者らが、 東京大気汚染公害裁判 最終的な解決」を勧告 ディーゼ 「抜本的

東京大気汚染公害裁判は、 発症したとして一一年前に起こした ル自動車の排ガスによってぜん息を 昨年九月

名の原告のうちすでに一〇七名が亡 的な解決」を勧告しました。六三三 害者救済の立場から「抜本的・最終 東京高裁で結審となり、裁判長は被 くなっています。

増え続けるぜん息患者 東京・首都圏では二〇〇三年一

○月からディーゼル車規制が実 施され、「黒いスス」など目に見

基準自体がもともと甘く、またNO 科学省の学校保健統計によると、 息が増え続けていることです。文部 れいな空気」にはほど遠い状況です。 不十分で、まだ「安心して吸えるき 0 x・ナノ粒子等の有害物質の規制は とくに深刻な問題は子どものぜん 改善がされました。しかし、環境 える有害物質(SPM)は一定 東

-ゼル排ガス汚染

2006年9月8日 朝日新聞

Mりから高齢者にも増えています。そ にのぼっています。また、 率は全国平均の二倍強 京の小・中・高の気管支ぜん息罹患 して、大気汚染濃度(NO2 、SP が高い地域ほどぜん息罹患率も (四~六%

働きざか 高いという疫学的な相関関係が明ら

かとなっています。

れますが、目に見えない空気の汚れ ぜん息はアレルギーが 原因と言わ

が大きな原因なのです。

都がぜんそく医療費助 成制度を提

込まれます。

救済 が多くあります。そのことが症状の てから病院に駆け込むというケース できます。しかし、 定を打ち切った一九八八年以降、 のぜん息患者を救済することです。 ちが訴えてきたことは、 動車メーカー、東京都、 合、仕事を休めず、 ることで重い発作を回避することが カー等に謝罪と償いをさせ、 ん息等になっても何ら補償のない未 一一年間にわたり原告の患者さんた ぜん息は早期に適切な治療を受け この裁判の被告は、 国が公害健康被害補償法の新規認 (未認定) 患者が急増しました。 かなり苦しくなるまで我慢し 医療費も高額な 成人の患者の場 トヨタ等の自 国などです。 自動車メー 東京中

> す。 都は一一月二八日、都内全域の気管 都高が各六分の一ずつというもので 三分の一ずつ、 案しました。 額の助成制度 支ぜん息患者を対象とする医療費全 東京高裁の解決勧告を受け、 財源負担は、都と国が (所得制限なし)を提 自動車メーカーと首

す。 様のいっそうのご支援をお願 償金を含めた全面解決へ向けて、 ることは大きな問題です。三疾病す 気管支炎や肺気腫を対象外としてい しという点は評価できますが、 日も早く実現し、さらに謝罪と賠 てを対象とする医療費助成制度を 都内全域、 全額助成、 所得制限な 慢性 き

保護に頼らざるを得ない状況に追

悪化を招き、

職を失い、

最後は生活



ます。 ゾーン金利」等が話題となってい 最近、新聞やテレビで「グレー

書かれていません。
人の借金問題についてはほとんどう将来のことばかりで、現在の個いかに貸金業者を規制するかといいかに貸金業者を規制するかとい

Q&A形式でまとめてみました。そこで、借主の典型的な疑問を

A る金額、期間、返済金額等にています。現在の法律では、私の借金はどうなりますか? 現在の法律でも、借りている

ず借金は減ります。

より減額の多少はありますが、必

耐えば、五○万円を借り、利息 一九・二%程度で貸し付けています。 しかし、利息の上限を定めた 可上限を一八%と定めています。 の上限を一八%と定めています。 でれを超える利息は違法無効なも でいます。 のとして、元本に充当されます。

本当は四四万四〇〇〇円になって本当は四四万四〇〇〇円になっまですが、元年にの一八%だと有効な利息は九万円だけで、差額の五万六〇〇九万円だけで、差額の五万六〇〇八日は無効な利息となり、元本にの一八%だと一四万六〇〇八円を支払ったとします。年利二だけを支払ったとします。年利二本当は四四万四〇〇〇円になっても元本は五〇万円のままですが、

主に隠して騙し、不当な利益を得るのです。業者は、法律違反を借ている限り、必ず元本は減っていが変わらなくても、利息を支払ったのように業者の計算上は元本いるのです。

こともあります。

さいので、ほとんど減額されないないので、ほとんど減額されないない場合には、もちろ流利息が少ない場合には、もちろいので、ほどんど減額されないない。

が出来ます。 利息分は業者に返還を求めること払った場合、その払い過ぎた無効また、残元本以上に無効利息を支元本額を満たせば完済となります。

Q 借金が減ることは分かりませんか?

A 前述の内容の借金減額(場合) 前述の内容の借金減額(場合)

あららん、弁護に費用がかかり計画の合意を交渉します。 来利息を付けない等の有利な返済 金が残った場合も、長期分割、将

もちろん、弁護士費用がかかりますが、その金額は依頼者が受ける金銭的利益(減額及び過払金回なる金銭的利益(減額及び過払金回に交渉してもらえるなどの全銭にに交渉してもらえるなどの金銭に

しかし、減額できる金額が少な く、借金の残額も少ないなど弁護 く、借金の残額も少ないなど弁護 あります。また、減額しても借金 あります。また、減額しても借金 あります。詳しくは弁護 もあります。詳しくは弁護 できる金額が少な

談することをお勧めします。
で、借金返済について少しでも困で、借金返済について少しでも困なってしまった事案もありますのめに破産手続をとらざるを得なくめに破産手続をとらざるを得なく

への願い朝鮮半島平和的統

と (日本 が多いこ 新しい車

る「自由の橋」の鉄条網に平和 公園を訪れました。南北を隔て 統一展望台やイムジン川流域の 国の方の案内で南北境界近くの

車は皆

無) など、

び、平和的統一への熱い思いを

統一を願いを書いた布を結

本より

共有しました。

うございます 明けましておめでと



ビルで執務を開始し二月から新築の北法 弁護士 鳥生忠佑

す。

務を開始する予定です。 に完成します。二月中旬から執 この一年、皆様には相談室も 「北法ビル」は、今年一月末

なく、御 狭く、少 迷惑をお かけした

ことをお 詫びしま

> 下さい。 の皆様に提供申し上げる予定で 価で御使用になれるよう、区民 くの活動に役立つよう、また廉 憲法九条を守る活動をはじめ多 議室ですが、空いているときは、 い、四階が受付です。三階は会 す。詳細は受付にお問い合わせ 新事務所は四階と五階を伸

> > わなければ始まりません。 る人が弁護士に相談にきてもら としても、法律問題で困ってい

弁護士に知識と経験があった

しかし、弁護士事務所は、普

れます。 問題などで、忙しくなると思わ 御健勝を祈ります。 今年は、さらに憲法「改正

でしょう。

昨年初めまであった当事務所

護士事務所には入りづらいもの るようなものではないので、弁 敷居が高いと感じられるもので 通の人にとっては、どうしても

す。相談する事情も気軽に話せ

拷問シーンの再現は強烈でし す。音声を伴った蝋人形による 帝国主義の植民地支配に抗した 進んだ面も多く見られました。 ている日本人青年の説明を聞き た。ナヌムの家と日本軍慰安婦 人々を投獄し処刑した場所で (性奴隷)歴史館も訪れ、働い 西大門刑務所歴史館は、日本

私が関わっている非暴 弁護士

青木

護

ろん、市民・区民にとって身近 のになるよう努力するのはもち タートです。市民・区民のため します。まっさらな一からのス があったかもしれません。 相談者がより入りづらい雰囲気 せるものでした。もしかしたら で相談しやすい雰囲気をもつ に個々の事件処理がより良いも の旧建物は、古く伝統を感じさ 本年二月には新事務所が開設 努力して 事務所と いきたい なるよう

> はまるで南国だった。昨年、 降り注ぐ陽光にきらめき、そこ クスで代表される亜熱帯樹が、

知

人の結婚式で宮崎を訪れた。観

県立平和台公園にそびえたつ 楽しんだ。また、宮崎市にある 南下する日南海岸のドライブを 光もかね、青島から日南市へと

「平和の

立ち寄っ 塔」にも

「平和

さ、道路中央のバス専用レーン、 IT普及、地下鉄車両の幅の広 のため、ソウルを訪れました。 国際的NGO)と同韓国の交流 非暴力による紛争解決をめざす 力平和隊日本(護衛的同行など

ました。また、非暴力平和隊韓



日本の岐路

岡田幸代

る。教育基本法「改正」、

「改正」は、日本の未来を分け

より身近な事務所に

弁護士 坂田洋介

どを沢山聞いて育った。だから、 ことがどれだけ大変だったかな 手ひとつで子どもたちを育てる 戦争中の話や、祖父が戦死し女 私は、祖母から毎晩のように



ものだと 思ってい いけない 無条件に

私は絶対 に戦争は

事態になったとき、「どうして

憲法九条を守ってくれなかった

か?」と問われないように、

る。将来、私たちの子どもや孫 態になると危機感を感じてい ければ、取り返しのつかない事 る重大な問題。今立ち上がらな

が、戦地にかり出されるような

今行動しなければと思う。

今年もよろしくお願いしま

旧日本軍がアジアを侵略した際

空港を降り立つと、フェニッ

歴史と教え 事務局

竹澤美弥子

ろから、日本がおこした戦争の 説明碑文を読むと、石が「友好 揚の標語に用いられた「八紘一 ルだ。塔の中心には当時戦争高 れた戦時中の侵略戦争のシンボ どの切石を組み合わせ、建てら 略奪した、文化財や公共施設な 正当化を許さないことの必要件 いるなか、旅先のふとしたとこ 社への首相参拝が問題になって 見たらどう感じるのか。靖国神 てある。当時のアジアの人々が 諸国から寄せられた」と記述し 字」の文字が刻み込まれており、 を感じた。



11



東京・北区役所前に、 北法ビルがいよいよ完成





2006年12月18日撮影

皆様にお待ちいただいた、北法ビルが本年1月末には完成します。

これで、東京北法律事務所を将来とも存続させる基礎ができ、さらに今後弁護士の参加を得て、再び事務所を大きくしていく基礎ともなると考えています。

これも、ひとえに、皆様方、各方面の方々の東京北法律事務所にお寄せいただい たご支援の賜であり、改めて多年にわたるご支援に感謝申し上げます。

なお、北法ビルの3階会議室(50名収容)は、事務所使用がないときは、「九条を守る」活動その他に低廉の費用でお使いいただけるよう、ご提供を考えています。また、北法ビルの1階には皮膚科の診療所が、2階には眼科の診療所が開設される予定です。このため、北法ビルは法律事務所と二つの診療所で、皆様にいっそう役立つ、一種の公共ビルとなる予定であることもお知らせします。

東京北法律事務所は2月中旬から新しいビルで執務を開始します。 新年のごあいさつとともに、御礼とお知らせを申し上げます。



東京北法律事務所 弁護士 鳥生忠佑